

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得価額が判明しているもの……………取得価額

イ 取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5 年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 30 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 30 万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業債等繰入見込額	-千円	-千円	1,466,581 千円	1,466,581 千円
組合負担等見込額	-千円	-千円	355,214 千円	355,214 千円
計	-千円	-千円	1,821,795 千円	1,821,795 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 表示未満単位を四捨五入して表示をしている為、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 6.6%

将来負担比率 -%

- | | |
|------------------------------|------------|
| ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 | 275,060 千円 |
| ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 | 61,636 千円 |

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 104 段落のとおり、以下のものとする。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）、
「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

該当なし。

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 4,302,094 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 469,524 千円

将来負担額 8,553,620 千円

充当可能基金額 3,225,036 千円

特定財源見込額 108,964 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 5,587,114 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 780,303 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A:歳入歳出決算書	6,799,235 千円	6,508,875 千円
B:財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	233 千円	233 千円
C:繰越金に伴う差額	△92,889 千円	-千円
D:決算整理仕訳に伴う差額	△233 千円	△233 千円
E:資金収支計算書	6,706,346 千円	6,508,875 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計）の分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	853,435 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	18,147 千円
未収債権額の増減額	2,331 千円
投資その他の資産の増減額	△6,890 千円
減価償却費	△714,061 千円
賞与等引当金の増減額	10,566 千円
退職手当引当金の増減額	15,083 千円
徴収不能引当金の増減額	100 千円
資産売却損益	2,521 千円
純資産変動計算書の本年度差額	181,232 千円

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000 千円
一時借入金に係る利子額	-千円